

1 建設工事に係る「最低制限価格」の見直しについて

建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」については、本年4月、地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、ダンピング対策の充実を図るため、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式等の見直しに準拠して、「最低制限価格」・「調査基準価格」の算定式等の見直しを行った。

今般、平成21年4月～9月末までに発注した予定価格500万円以上1億円未満の建設工事784件のうち100件（約13%）の予定価格と落札額の内訳の調査を実施した。

その結果、県が主として実施する中小規模の工事については、直接工事費に乗ずる率が、国直轄工事など規模の大きい工事と比べ、減額率が小さいことが判明した。このため、今回算定式を見直し適正化を図る。

見直し内容

建設工事に係る「最低制限価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格が1億円未満の工事に設定

【現行の算定式】

$$\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費} \times 0.30 \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{直接工事費} \\ \text{共通仮設費} \\ \text{現場管理費} \\ \text{一般管理費} \end{array}} \right\} \text{合計額} \\ \times 1.05$$

【見直し後の算定式】

$$\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 1.00 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費} \times 0.30 \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{直接工事費} \\ \text{共通仮設費} \\ \text{現場管理費} \\ \text{一般管理費} \end{array}} \right\} \text{合計額} \\ \times 1.05$$

なお、予定価格が1億円以上の工事に設定する「調査基準価格」の算定式については、現行どおりとする。

適用時期 平成21年12月1日公告分の建設工事から適用する。

2 建設工事に係る総合評価方式の見直しについて

①災害時等緊急対応の評価項目の廃止

- ・災害の発生については、頻度と地域性について偏りがあるとの指摘がある。
- ・災害対応については、企業の評価として業者評価制度において既に加点している。

②監理技術者の保有する資格取得後の年数による評価の見直し

- ・現在、監理技術者は、資格を取得後10年以上、3年から10年未満で評価されているが、資格を取得しても3年間は、監理技術者として配置出来ないとの意見があった。

見直し内容（土木一式工事の場合）

1 級土木施工管理技士または技術士を取得後の年数による評価

【現 行】		【見直し】	
・ 資格取得後10年以上	1点	・ 資格取得後10年以上	1点
・ 資格取得後 <u>3年以上</u> 10年未満	0.5点	・ 資格取得後 <u>10年未満</u>	0.5点
・ 上記以外	0点		

(参考)

- ・ 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格 6,000 万円以上の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事に適用
- ・ 下請け業者の適切な指導、監督等総合的な監理を行う必要があることから、国家資格取得後の年数によって評価（1億円未満に適用）
- ・ 建築一式工事の場合は、「1級建築施工管理技士又は1級建築士」
- ・ 電気工事の場合は、「1級電気施工管理技士又は技術士」
- ・ 管工事の場合は、「1級管工事施工管理技士又は技術士」

適用時期 平成21年12月1日公告分の建設工事から適用する。